



発行 新潟県

第 14 号

令和3年2月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 4 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（行政改革課）

告 示

- 175 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 176 換地処分（農地整備課）
- 177 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 178 令和2年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 179 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 180 基本測量の実施通知（監理課）
- 181 公共測量の終了通知（監理課）
- 182 公共測量の終了通知（監理課）
- 183 公共測量の終了通知（監理課）
- 184 公共測量の終了通知（監理課）
- 185 道路の区域変更（道路管理課）
- 186 道路の供用開始（道路管理課）
- 187 道路の区域変更（道路管理課）
- 188 道路の供用開始（道路管理課）
- 189 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）
- 190 臨港地区内の分区の変更（港湾整備課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局管理規程

- 1 新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部改正（病院局総務課）
- 2 新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 8 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 9 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 10 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 11 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 12 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第4号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(104)の2 (略) (104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第5項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。 (105)～(117)の33 (略) (117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めること。 (117)の35 <u>削除</u> (117)の36～(117)の51 (略) (117)の52 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の2第1項又は第2項の規定により、健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めること。 (117)の53 <u>削除</u> (117)の54～(267) (略) 2・3 (略)	(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(104)の2 (略) (104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。 (105)～(117)の33 (略) (117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求めること。 (117)の35 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、感染の防止に必要な協力を求めること。</u> (117)の36～(117)の51 (略) (117)の52 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の2第1項の規定により、健康状態について報告を求めること。 (117)の53 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の2第2項の規定により、感染の防止に必要な協力を求めること。</u> (117)の54～(267) (略) 2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
就労継続支援B 型	ファンデ	上越市春日新田5丁目 4-11	株式会社GINKA	令和3年 2月1日

◎新潟県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業六箇地区（田麦（立ヶ坂）換地区）に係る換地処分をした。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第177号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 黒俣の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
関川村	関川村の地籍図及び地籍簿 大字小見、上野山及び滝原の各一部

2 認証年月日

令和3年2月8日

◎新潟県告示第178号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画（令和2年11月10日新潟県告示第1182号）を次のとおり変更する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新発田市	新発田市の第5計画区及び第6計画区	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第31-1計画区及び第32計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第18計画区・市街第19計画区・松代第1計画区・松代第2計画区・松之山第1計画区及び松之山第2計画区	〃
見附市	見附市の第8-2-1計画区・第8-2-2計画区・第9計画区及び第10計画区	〃
村上市	村上市の塩谷(神林第34-2計画区)	〃
燕市	燕市の第43計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第25計画区・第26計画区及び第27計画区	〃
妙高市	妙高市の新井地域錦町地区(1-1)	〃
阿賀野市	阿賀野市の第40計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第37-2計画区・原虫野再調査計画区その2・虫野再調査計画区その1・虫野再調査計画区その2・第37-3計画区・第39-1計画区・第78-1計画区・第49計画区・第40計画区・第46計画区・第17-2計画区・第17-3計画区及び第58-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-1計画区・第10計画区・第11計画区及び旧大和町	〃
弥彦村	弥彦村の第40計画区・第41計画区及び第42計画区	〃

田上町	田上町の第7計画区及び第8計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第9計画区・第10-1計画区及び第10-2計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第五計画区・第六計画区及び第八計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第107-3計画区・第107-4計画区・第2020-1計画区 ・第2020-2計画区・第2020-3計画区及び第2020-4計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-6計画区・第14計画区・第15計画区・第16-1計 画区、第16-2計画区及び第16-3計画区	〃
関川村	関川村の第20計画区及び第30-1計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第3-1計画区及び湯森林第3-2計画区	〃

◎新潟県告示第179号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和3年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年1月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
スミサン株式会社
小林 明
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市才津西町2350
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第6712号
- 5 処分の内容 建築工事業、ガラス工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和3年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年12月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ダイレクトジャパン
岩崎 和仁
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山二ツ3-13-16
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第39836号

- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年12月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年1月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高野建築計画工房
高野 敏昭
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区曾根148
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45125号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年1月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
木村コンクリート工業
木村 甲子
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市平沢2-25-32
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17907号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年1月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和3年1月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤建築
佐藤 将千代
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区亀田緑町1-1-25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第44747号
 - 5 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年12月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年12月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社野口配管ポンプ店
野口 與三郎
 - 3 主たる営業所の所在地
-

長岡市千歳3-8-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第6266号

5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年1月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大陽開発株式会社

荒木 克

3 主たる営業所の所在地

上越市浦川原区横川406

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第9547号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年12月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

破間建設株式会社

大平 勇

3 主たる営業所の所在地

魚沼市穴沢130

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第7568号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年12月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社スキル

近藤 栄一

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区山二ツ4-14-26

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41478号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和3年1月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

角田建設株式会社

角田 一成

- 3 主たる営業所の所在地
柏崎市松美1-11-51
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第9085号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和3年1月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年12月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ヨシナガ工業
吉永 久夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区寺尾西5-19-32
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第39070号
 - 5 処分の内容 左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和3年1月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
金安建築
金安 昇
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市鬼木新田1884
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第16387号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和2年12月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関原塗装
丸山 幸男
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市白鳥町267-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43768号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和2年12月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和2年12月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
村山ハウス株式会社
村山 伸司
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市新栄町3-4-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第17386号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年12月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年12月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田辺建築
田辺 正男
- 3 主たる営業所の所在地
三条市曲淵2-14-6
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第21392号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第180号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)
- 2 作業期間 令和3年3月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第181号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(1級及び2級水準測量)
- 2 作業期間 令和2年8月4日から令和2年12月21日まで
- 3 作業地域 1級水準測量 新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
2級水準測量 南魚沼市

◎新潟県告示第182号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和2年6月24日から令和2年11月30日まで
- 3 作業地域 妙高市

◎新潟県告示第183号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和2年7月27日から令和3年1月22日まで
- 3 作業地域 新発田市南部

◎新潟県告示第184号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 2 作業期間 令和2年7月16日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局 管内(新潟県村上市から石川県加賀市)

◎新潟県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上路市振停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字市振字荒沢1613番20から 同市大字市振字荒沢1584番4まで	新	4.7~16.0メートル	278.3メートル
	旧	4.7~12.6メートル	278.2メートル

◎新潟県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上路市振停車場線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字市振字荒沢1613番20から同市大字市振字荒沢1584番4まで

3 供用開始の期日 令和3年2月19日

◎新潟県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市鷺崎字南藤原914番1から 同市鷺崎字塩ノ元1071番3まで	新	9.6～28.8メートル	491.9メートル
	旧	6.6～21.4メートル	491.3メートル

◎新潟県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市鷺崎字南藤原914番1から同市鷺崎字塩ノ元1071番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月19日

◎新潟県告示第189号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和3年2月19日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和2年11月13日	樋口 良栄	第7313号	死亡
令和2年11月13日	島垣 勝敏	第8086号	申請
令和2年11月13日	三富 謙二	第1003号	死亡
令和2年11月13日	牛腸 盛治	第7656号	死亡
令和2年12月11日	行方 貞雄	第4989号	死亡
令和2年12月25日	山口 二三夫	第7221号	死亡

◎新潟県告示第190号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、直江津港臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 変更年月日
令和3年2月19日
- 2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積 (ヘクタール)	変更後面積 (ヘクタール)
商港区	93.7	93.2
保安港区	41.3	41.3
漁港区	1.5	1.5
工業港区	75.4	75.9
マリーナ港区	3.0	3.0
修景厚生港区	3.9	3.9
合 計	218.8	218.8

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
 所在地 長岡市七日町字川原485 外
 設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）未定区画
 （変更後）株式会社味のれん本舗 代表取締役 渡邊 幸雄 長岡市南陽一丁目1027番地4
- 3 変更年月日
令和3年1月25日
- 4 変更の理由
小売業者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和3年2月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和3年2月19日から令和3年6月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 商業・地場産業振興課 商業振興係
 電 話 025-280-5237
 Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡A街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外
設置者 J A三井リース建物株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社大阪屋 代表取締役 岡 嘉雄 新潟市江南区大淵1631番地8 他9者
(変更後) 日本ピザハット株式会社 代表取締役 中村 昭一 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号 他10者
- 3 変更年月日
令和2年10月6日
- 4 変更の理由
小売業者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和3年2月1日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和3年2月19日から令和3年6月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
 - (1) ニトリルグローブ(上中越分) 3,006,000枚
 - (2) ニトリルグローブ(下越分) 3,180,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和3年1月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
上記1(1)及び(2)
株式会社RELIEF
大阪府大阪市西区京町堀1丁目14番24号
- 5 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
32,867,604円
 - (2) 上記1(2)について
34,770,120円

- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和2年12月11日

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月19日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則（昭和52年新潟県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式

誓 約 書

新潟県立吉田病院附属看護専門学校長 様

私は、貴校に入学を許可されましたので、諸規則を守り学業に精励することを誓約いたします。

年 月 日

本人

現住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年

月

日

私は、上記の者に諸規則を遵守させるとともに、在学中に本人が負うべき授業料について、極度額 円（標準修業年限に支払うべき授業料相当額）の範囲内において本人と連帯して保証します。

保証人

現住所

ふりがな

氏名

印

生年月日

年

月

日

本人との続柄

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月19日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前																	
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）																	
行政財産使用料の基準										行政財産使用料の基準																	
区分	使用の種類		単位	使用料（単位 円）						区分	使用の種類		単位	使用料（単位 円）													
土地	(略)		(略)	新潟市部	98	新潟市以外 の市部	43	町 村部	34	(略)	土地	(略)		(略)	新潟市部	88	新潟市以外 の市部	37	町 村部	27	(略)						
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外 のもの	(略)										水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	260									120	90	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	230	100	74
												外径が 0.15メー トル未満 のもの	130									58	45	外径が 0.15メー トル未満 のもの	110	50	37
												外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	650									290	220	外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	590	250	180
												外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの												外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの			
外径が 0.4メー トル以上				外径が 0.4メー トル以上																							

		1メートル未満のもの						
		外径が1メートル以上のもの	1,300	580	450			
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	2,200	新潟市以外の市部	960	町村部	750
(略)								
備考 (略)								

		1メートル未満のもの						
		外径が1メートル以上のもの	1,100	500	370			
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	1,900	新潟市以外の市部	840	町村部	620
(略)								
備考 (略)								

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年2月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党新潟県第6区総支部	梅谷守	梅谷弥乃	新潟県上越市木田1丁目8番14号	衆議院議員	○	R3.01.20

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
加藤達也後援会	加藤達也	加藤仁	新潟県東蒲原郡阿賀町豊川甲282-1	R3.01.25
久保田いくお後援会	久保田郁夫	五十嵐真岐子	新潟県糸魚川市寺島1丁目15番20号	R3.01.15
利根川正後援会	利根川正	笠原雄一	新潟県糸魚川市島道944-1	R3.01.07
わたなべ栄一後援会	渡辺栄一	大島千代	新潟県糸魚川市田屋634番地	R3.01.05

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年2月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党出雲崎町支部	中野勝正	代表者の氏名	中野勝正	南波栄一	R3.01.20

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
薄田さとし後援会	薄田智	会計責任者の氏名	佐藤純子	佐藤紀充	R2. 11. 17
斎藤洋明連合後援会	佐藤哲也	代表者の氏名	佐藤哲也	馬場肝作	R3. 01. 18
土田ますみ後援会	土田真清	会計責任者の氏名	土田真清	遠藤勝栄	R3. 01. 25
ながおか創伸会	磯田達伸	会計責任者の氏名	野口正巳	五十嵐修一	R3. 01. 01
新潟県5区の未来を考える会	長部登	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市千秋1丁目253-5	新潟県長岡市三和1-1-2	R3. 01. 12
保苺ひろし後援会	保苺浩	会計責任者の氏名	保苺賢次	野田能	R3. 01. 01

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年2月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
板垣かずのり後援会	佐藤隆一	R2. 12. 31
佐藤雅一後援会	岡部清太郎	R2. 12. 31
仁友会	渡辺仁	R2. 12. 25
たかはし幸信後援会	圓山和義	R2. 10. 10
中野元栄を励ます会	小柳修一	R2. 12. 31
半戸哲郎後援会	涌井益夫	R1. 12. 07
わたなべ仁後援会	古山栄俊	R2. 12. 25

(2) 収支報告書の要旨

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

板垣かずのり後援会

報告年月日 03. 01. 14

1 収入総額	253, 099
前年繰越額	33, 099
本年收入額	220, 000
2 支出総額	250, 621
3 本年收入の内訳	
寄附	220, 000
個人分	220, 000
4 支出の内訳	
政治活動費	250, 621

機関紙誌の発行その他の事業費	150,621	
機関紙誌の発行事業費	150,621	
その他の経費	100,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
板垣一徳	220,000	村上市
佐藤雅一後援会		
報告年月日 03.01.06		
1 収入総額	3,272,342	
前年繰越額	1,582,325	
本年收入額	1,690,017	
2 支出総額	3,247,125	
3 本年收入の内訳		
寄附	1,600,000	
個人分	1,600,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	90,000	
9.2 後援会役員会	90,000	
その他の収入	17	
一件10万円未満のもの	17	
4 支出の内訳		
経常経費	613,657	
人件費	295,200	
光熱水費	7,220	
備品・消耗品費	211,878	
事務所費	99,359	
政治活動費	2,633,468	
組織活動費	380,740	
機関紙誌の発行その他の事業費	2,252,728	
宣伝事業費	2,165,388	
その他の事業費	87,340	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
佐藤雅一	1,500,000	魚沼市
関矢陽介	100,000	魚沼市
仁友会		
報告年月日 03.01.07		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
たかはし幸信後援会		
報告年月日 03.01.28		
1 収入総額	311,928	
前年繰越額	311,928	
2 支出総額	0	
中野元栄を励ます会		
報告年月日 03.01.05		
1 収入総額	16,099	
前年繰越額	16,099	

2 支出総額 0

半戸哲郎後援会

報告年月日 03.01.04

1 収入総額 0

2 支出総額 0

わたなべ仁後援会

報告年月日 03.01.07

1 収入総額 0

2 支出総額 0

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和元年分 (単位 円)

[資金管理団体]

仁友会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 仁

資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員

報告年月日 03.01.07

1 収入総額 0

2 支出総額 0

[その他の政治団体]

関根正明後援会

報告年月日 03.01.19

1 収入総額 0

2 支出総額 0

わたなべ仁後援会

報告年月日 03.01.07

1 収入総額 0

2 支出総額 0

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年2月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

久保田郁夫 市長

久保田いくお後援
会

新潟県糸魚川市寺島1丁目15番20
号

R3.01.15